

# 暴力暴言のない バスケットボール界を目指して

2023年5月13日(土)新潟県バスケットボール協会

コンプライアンス推進オンライン研修会

弁護士 渡邊 健太郎 (第一東京弁護士会・堀法律事務所)

## 自己紹介

- ▶ 平成14年4月 帝都高速度交通営団 入団  
運輸部営業課 配属  
その後、営業推進担当、旅客課、審査課に所属
- ▶ 平成20年3月 退社⇒法科大学院進学
- ▶ 平成23年12月 弁護士登録（新64期）  
現在、堀法律事務所に所属

公益財団法人日本バスケットボール協会 裁定委員

日本スポーツ法学会 事務局員

第一東京弁護士会総合法律研究所スポーツ法研究部会（副部会長）

## スポーツにおける暴力・暴言

- ▶ 皆さんはこのようなことを思っていないですか（経験したことはありませんか）？
  - 強くなる、勝つためであれば、殴ることも必要だ
  - 自分は、指導者に殴られたからこそ上手くなった
  - 指導者にボロクソに言われ、悔しい経験をしたからこそ上達した
  - 保護者から「厳しくしてください」と言われるなど、勝つために保護者が厳しい練習を求めている
  - 殴って傷つけることはよくないが、選手を本気にさせるには厳しい言葉が必要だ

## スポーツにおける暴力・暴言

- 平成24年12月 大阪市立桜宮高校バスケットボール部顧問教諭の体罰による自殺事件

大阪市立桜宮高校のバスケットボール部顧問であった保健体育の教諭が同部のキャプテンを務めていた男子生徒（高校2年生）に対し、顔面等を多数回殴打する等の有形力の行使による暴行と、これらの暴行に付随し又は前後して威迫的な言動  
⇒同生徒は自宅にて自殺


## スポーツにおける暴力・暴言

- 平成24年12月 大阪市立桜宮高校バスケットボール部顧問教諭の体罰による自殺事件
  - 元教諭に対し、暴行・傷害罪の成立を認め、懲役1年執行猶予3年の有罪判決（大阪地方裁判所平成25年9月26日）
  - 民事事件としては、体罰と自殺との相当因果関係を認めたとうえで、生徒の自殺における元教諭の暴行等の寄与度は7割であるとして、大阪市に対し合計約7500万円の損害賠償（さらに元教諭に対し半額の求償を認める）

## スポーツにおける暴力・暴言

- 平成25年4月「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」
  - 5団体（JOC・JSPO・JPSA・高体連・中体連）による共同宣言
  - 上記宣言を受け、各スポーツ団体において暴力行為根絶に向けた様々な活動を実施  
ex.相談窓口の設置

- 令和5年：「スポーツ界における暴力根絶宣言」から10年
  - 現在も指導者による暴力・ハラスメント行為が後をたたない
  - スポーツ団体からの積極的な働きかけで、スポーツ界から暴力・ハラスメント行為を撲滅するべき



## スポーツにおける暴力・暴言

➤ 改めて考えてみましょう

なぜ、スポーツにおいて暴力や暴言が許されないのでしょうか？

## スポーツにおける暴力・暴言

刑法上、暴力はれっきとした**犯罪行為**

- 暴行罪（刑法第208条）
- 傷害罪（刑法第204条）
- 強制わいせつ罪（刑法第176条）
- 強制性交等罪（刑法第177条）
- 脅迫罪（刑法第223条）
- 強要罪（刑法第224条）

なぜ、スポーツの指導現場では暴力が行われてきた？



# スポーツにおける暴力・暴言

## ➤ 体罰とは

### ● 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

### ● 文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

#### 2 懲戒と体罰の区別について

(2)(1)により、その懲戒の内容が**身体的性質のもの**、すなわち、**身体に対する侵害を内容とするもの**（殴る、蹴る等）、**児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの**（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

※太字・傍線は作成者

## スポーツにおける暴力・暴言

### ➤ 教員が行う暴力

- 試合で負けたこと・練習で失敗したこと・指導者の要求に応えられないことを理由とした指導上の暴力

教育的指導を理由として暴力を行うことは許されない！

学校教育法に定める「教育上必要な場面に」あたらず、そもそも「懲戒」か「体罰」かの議論にすら入らない。単なる「暴力」にすぎない。

### ➤ 教員でないスポーツ指導者が行う暴力

- そもそも懲戒権が与えられておらず、選手に対する有形力の行使を「体罰」と評価する余地すらない。単なる「暴力」にすぎない。

# なぜハラスメント行為が生じるのか？

## ～「不正のトライアングル」～



要素	説明	イメージ
動機・プレッシャー	不正を行う際の心理的なきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝ちたいのになまくいかない</li> <li>・他の指導方法がわからない</li> </ul>
機会	不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかに大人が見ていない（閉鎖的な環境）</li> <li>・保護者が厳しい練習を望んでいる</li> </ul>
正当化	良心を働かせないための理由付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分も暴力を受けてきた</li> <li>・過去にこのような指導法で成果を出してきた</li> </ul>

## 指導者の暴力行為のパターン

確信犯型	指導方法 わからず型	感情爆発型	ストレス解消 型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力を失う。	自分のうっぶん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」（菅原哲朗・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイデル研究所 2013）

# スポーツにおける暴力の弊害

## ➤ スポーツ基本法における原則

### ● 前文（一部）

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

※太字・傍線は作成者

- 指導者による暴力は、むしろ選手の思考力・判断力を奪う（**指導者の指示に従うだけ**）結果を生む
- 選手の成長や人格形成にはむしろ悪影響を及ぼすおそれ

## スポーツにおける暴力の弊害

- 日本体育協会、日本オリンピック委員会（JOC）、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟による「暴力行為根絶宣言」

### 一. 指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、**暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害**であり、全ての人々の基本的権利である**スポーツを行う機会自体を奪う**ことを自覚する。

### 一. 指導者

- 指導者は、**暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れない**ことを認識し、**暴力行為が指導における必要悪という誤った考え**を捨て去る。

## スポーツにおける暴力の弊害

### ▶ 桑田真澄インタビュー「スポーツマンとして許せない暴力」

－スポーツでは、強くするために「愛のムチ」をふるのだという意見があるのですが、それで強くなるということが本当にあるのでしょうか。

「短期的には、恐怖心を植えつけることで結果が出ることもあるかもしれませんが。選手は自分を守ろうとしますから、エラーをしたら殴られる、三振したら殴られる、怒鳴られるのが嫌で、なんとかしようとしています。でも実際には、**スポーツというのは、殴られたり、恐怖心に耐える忍耐力だけでは決してうまくならないのです。長期的に見たら、自分自身で考える力のない選手が一流になれるわけがありません。**」

※三輪定宣・川口智久編著「先生、殴らないで！－学校・スポーツの体罰・暴力を考える」かもがわ出版 2013)

## 指導者の暴力行為への対応 ～「確信犯型」～

- スポーツの価値と相反する行為であることの認識共有  
⇒「競技力向上に暴力が有効」という考えからの改心  
暴力をふるう前にやることがあるのでは？
- 指導者のみならず、保護者、競技者自身との認識共有  
現時点でも、一定の暴力が競技力向上に有益であるとの認識  
が、競技者やその保護者に広範に存在  
⇒競技者自身や保護者への啓発活動
- 社会全体における認識共有  
暴力による熱血指導を美談とすることの否定（たとえ結果が出たとしても）



## 指導者の暴力行為のパターン

確信犯型	指導方法 わからず型	感情爆発型	ストレス解消 型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力を失う。	自分のうっぶん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」（菅原哲朗・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイデル研究所 2013）

## 指導者の知識・技能不足による弊害

- スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）報告書

1. 新しい時代にふさわしいコーチング及びコーチ

3. 新しい時代にふさわしいコーチング及びコーチ（抜粋）

「現実には、コーチがコーチングに必要な知識・技能を十分に習得しておらず、**コーチングの意味や目的を十分に考えずに倫理的に認められない行動や不適切なコミュニケーションをとってしまったり、非合理的なトレーニングを行って競技者やチームのパフォーマンスを低下させてしまう状況がいまだに見受けられます。**」

## 指導者の暴力行為への対応 ～「指導方法わからず型」～

- スポーツの価値と相反する行為であることの認識共有
  - ∴指導方法がわからないから暴力をふるってしまうのは、その前提として「競技力向上に暴力が有効」という考えがあるため
- 指導者自身の継続的かつ競技横断的な学習
  - 「学ぶことをやめたら、指導することもやめなければならない」（ロジェ・ルメール サッカーフランス代表監督（当時））
  - 競技の技術的事項だけでなく、視野を広げて競技横断的な事項も学ぶ
- 指導者同士によるネットワークの構築
  - 他の指導者の指導方法を学び、刺激し合うことで継続的な学習を促す

## 指導者の暴力行為のパターン

確信犯型	指導方法 わからず型	感情爆発型	ストレス解消 型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力を失う。	自分のうっぶん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」（菅原哲朗・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイデル研究所 2013）

## 指導者のハラスメント行為への対応 ～感情爆発型～

- 「勝利至上主義」からの脱却  
結果が出ないことへのストレスが暴力に結びつく  
⇒ 「結果」ではなく「過程」を重視する考え方への変化
- アンガーマネジメント
  - ・ 「怒り」は誰もがもっている感情  
→ 「怒り」と上手に付き合う
  - ・ 怒るときには必ず理由がある  
→ 「怒り」は自分で作り出している  
→ 「怒り」は自分でコントロールできるもの

## 指導者の暴力への対応～感情爆発型～

### ➤ アンガーマネジメントにおけるポイント

#### ①最初にイラッとした段階での対処

- ・ 6秒ルール
- ・ 意識の方向転換
- ・ 怒りの強度測定

#### ②「こうあるべき」という価値観の境界線

- ・ 価値観は人それぞれ。

(例) 一度教えたことはすぐに身につくべき

→何度教えてもできない選手にイライラしてしまう

→できるようになるために一生懸命トライしている選手は許容する  
練習に真剣に取り組まないためにできない選手に対しては怒る

## 指導者の暴力への対応～感情爆発型～

### ➤ アンガーマネジメントにおけるポイント

#### ② 「こうあるべき」という価値観の境界線

- ・ 人によって境界線を使い分けない  
「この子は許せるけど、この子はダメ」→×
- ・ 自分の気分で境界線を頻繁に変えない

#### ③ 自分に変えられる（コントロール）できるものかどうか

（例）試合に負けること＝指導者にはコントロールできない

→試合に負けたこと自体に怒っても状況は変えられない

→負けないために自分ができることを考えるべき

（例）試合で露見した選手（チーム）の弱点を改善する練習の実施

## 指導者の暴力への対応～感情爆発型～

### ➤ アンガーマネジメントにおけるポイント


- ③ 自分に変えられる（コントロール）できるものかどうか  
（例）他のチームメイトのことを考えずに独りよがりになる選手  
→チームの成長（+選手個人が他人を思いやる選手になる）の  
ために、指導者として教えていくべきこと
- ④ 怒り方を工夫する
  - ・ 「いつも」「必ず」を避ける  
（例）「お前はいつも見てない」「ここで必ずミスをする」
  - ・ 「レッテル貼り」「決めつけ」をやめる
  - ・ 相手を責めない  
（例）「お前の責任で負けた」



## 指導者の暴力行為のパターン

確信犯型	指導方法 わからず型	感情爆発型	ストレス解消 型
暴力をふるうことを誤りだとは思わず、有益で必要だと信じている。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、暴力に頼る以外の指導方法を知らない。	暴力をふるうことは禁止されているとは理解しているが、感情のコントロールを失って暴力を失う。	自分のうっぶん晴らしやストレス解消のため、暴力をふるい、暴力をふるうことを楽しむ。

※望月浩一郎「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」（菅原哲朗・望月浩一郎編集代表「スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導」エイデル研究所 2013）



## 指導者のハラスメント行為への対応 ～「ストレス解消型」～

- ハラスメント行為が競技者の人権を侵害する犯罪行為となる可能性があることの認識共有
- スポーツ指導者が競技者の全人的な発育・発達を支えているという意識の共有

# スポーツにおけるハラスメント ～パワーハラとは～

- ▶スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン  
不祥事対応事例集（2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会）

「パワーハラスメントは、同じ組織（スポーツ団体、チーム等で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は、その競技環境を悪化させる行為をいいます。」

# スポーツにおけるハラスメント ～パワハラとは～

Q. これってパワハラ？

1. 高熱を出して動けないため練習を休むと言ってきた選手に対し、「俺の時代には熱で休むやつはいなかった」「熱で休むような選手は試合で使えない」と言って、練習に来るように伝えた。
2. 指導者が決めた練習内容に関し意見を述べた選手を、反抗的な態度であるとして試合のレギュラーから外した。
3. チームのエースである選手が練習中緩慢なプレイを続けたため、当該選手の成長を促すとともに、他の選手にも気合いを入れる目的で、選手全員の面前で当該選手に対し、「てめえ、なにチンタラ練習してるんだ！」「お前みたいなバカはこのチームにいらねえよ。邪魔だ。」「明日から練習くるな！」と強い口調で叱責した。

# スポーツにおけるハラスメント ～パワハラとは～

- ▶ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン  
不祥事対応事例集（2018.3 スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会）
  - 具体的な行為類型
    - ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
    - ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
    - ③ 人間関係からの切り離し
    - ④ 過大な要求（競技上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、競技の妨害）
    - ⑤ 過小な要求（競技上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じることや練習をさせないこと）
    - ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

## ハラスメントのない指導とは

### ➤ 指導とパワハラとの境界線とは？

#### • 指導の「適正な範囲」を超えているか否か

✓ 選手を個人として尊重していますか？

⇒ 一呼吸おいて、自らの行為や発言が選手を傷つけないか、考えてみましょう

✓ 自分の基準で「この程度であれば選手は傷つかない」と判断していませんか？

⇒ 客観的な視点で自らの行為を鑑みる

✓ 選手を力（ex. 大声等の威圧的態度）で支配していませんか？

⇒ 力で支配しようとするのは、選手を個人として尊重する意識が甘くなっている証拠

# ハラスメントのない指導とは

- 日本スポーツ協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」

## Ⅱ. スポーツ指導者の役割

### 3. 指導者とプレイヤーの望ましい関係づくりのために（抜粋）

「スポーツの主役はプレイヤーであります。指導者が指導的立場にいることによって、プレイヤーに対して上位の権力を持つこととなります。こうした関係を指導者自身が自覚していることはとても大切です」

「指導者が個々のプレイヤーを自立した個人と考え、権利や尊厳や人格を尊重した指導を行い、その結果、プレイヤーが指導者に対して信頼を寄せ、尊敬の気持ちを持つような相互尊敬の関係にあることが望まれます。」

## ハラスメントのない指導とは

- 公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

### I. 人道的行為に起因する事項

#### 1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

（1）組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、**相手の人格を尊重して相互理解に努めること。**

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

ハラスメント行為により、選手は指導者に怯え、表面的には相互理解しているように見えても、指導者に従っただけとなる。



## ケーススタディ①

Q. あなたが以下のような場面に出くわしたとき、どのような対応をとりますか？

1. よく練習試合で対戦する相手の指導者が、自分の選手がミスをするたびに、試合中にもかかわらずその選手をベンチ前に呼びつけ、大声で「バカ、何失敗しているんだ！」  
「もうやめちまえ」といった発言を繰り返し行っている。
2. 自らが指導するチームへの入団を希望している選手の保護者から、「将来はプロの選手になってもらいたいので、ビシビシしごいてほしい。反抗的な面があるので、必要であれば殴ってもらっても構わない」と言われた。

## ケーススタディ①

### 他の指導者がハラスメント行為を行っていた場合

- 通報窓口への通報
  - JBAでは暴力行為等通報窓口を設けている
  - 通報にあたっては、動画等の客観的証拠を得ておく
- 指導者同士のネットワーク形成
  - 指導者講習会等への参加
  - 研修会の資料共有
- その場で指摘する
  - 審判等第三者を通じた形での指摘
  - 試合終了後の指摘
  - ⇒ハラスメント行為は悪である、という文化の醸成

# ケーススタディ①

## 保護者への対応

- 保護者会等を通じた対応
  - 指導方針で「ハラスメント行為を行わない指導」を掲げる
  - ⇒ハラスメント行為は選手の成長につながらないことを説明する
  - 選手の躰は保護者が中心であることを確認する
  - ⇒指導者は選手の人間的な成長を促すコーチングを行うが、親ではない!
- 自らの指導態度に対する意見聴取
  - 保護者と指導者は上下関係にはない
  - ⇒客観的な視点から自らの指導態度を省みる
  - 一方で、保護者に迎合する必要もなし

## ケーススタディ②

### 【事例】

県内で強豪の女子ミニバスケットボールチームの指導者X（教師ではない）は、今年のチームの実力が例年より低いことに焦りを感じていました。


全国大会の予選が近づいてきたある日、チームでゲーム形式の練習をしていたところ、チーム最長身の選手A（小学6年生）が、Xの指示に反したプレーを繰り返し、Xが何度指摘しても直りませんでした。よく見ていると、Xから注意を受けたあと、AはXに見えないよう舌を出してニヤツとしていました。AはわざとXの指示に反したプレーをしていたのです。もともとAは身体能力が高く、練習に真摯に取り組めば将来が非常に期待できるのですが、素行が悪く、練習に集中しないことが多かったのです。

## ケーススタディ②

### 【事例】

そこでXは練習を中断し、選手を集めたうえで、Aを自らの目の前に立たせました。そして、Aに近づいて、「お前、わざと俺の指示にわざと従わなかっただろ」「俺はお前をもう信じられない」「そんな態度じゃ全国大会になんて絶対に行けない」「結局お前はただ身長がでかいだけ。うどの大木か」「学校のテストの点数もどうせ低いんだろ」「どうせお前の両親も頭が悪いんだろ」「小学1年生からやり直してこい」「できないならやめてしまえ」と大声でどなりました。

その日以降、Xは、練習でAがミスをするたびに、上記と同様の発言を繰り返して行いました。その後、Aは、徐々に練習を休みがちになり、結局、退部してしまいました



## ケーススタディ②

### 【質問】

1. Xの対応にはついて、具体的にどのような点が問題となるでしょうか？
2. 問題点があったとすれば、Xとしてはどのような対応をすればよかったのでしょうか？



# ご清聴ありがとうございました

担当弁護士 連絡先

渡邊 健太郎 (わたなべ けんたろう)

堀法律事務所 Tel 03-6206-1022 Email [watanabe@hori-laws.jp](mailto:watanabe@hori-laws.jp)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-23虎ノ門東宝ビル6階、7階